

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月19日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 12件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉再循環ポンプ用電動機・発電機セット(A)のブラシ点検時、発電機集電環部に異音が認められたため、当該集電環部を点検。	D	
2	2号機	原子炉隔離時冷却系タービン点検時、タービン電気式ギヤ調整装置(EGR)ケーブルコネクタ部の被覆切れが認められたため、当該ケーブルを補修。	D	
3	2号機	低圧蒸気タービン(A~C)内部車室点検時、防熱板及び防熱板カシメ部の一部に浸食が認められたため、当該部を補修。	D	
4	2号機	非常用ディーゼル発電設備(B)点検時、ブラシ1本のリード線取付部に欠損が認められたため、当該ブラシを交換。	D	
5	2号機	原子炉給水ポンプ用駆動タービン(A)低圧加減弁点検時、弁のシート当たり不良が認められたため、当該弁を補修。	D	
6	2号機	第一給水加熱器(C)給水入口弁(電動)点検時、手動切替レバーに緩みが認められたため、当該レバー取付部を補修。	D	
7	2号機	第一給水加熱器(A)給水出口弁(電動)点検時、同弁取付けボルトに固着(1本)が認められたため、当該ボルトを交換。	D	
8	2号機	非常用ディーゼル発電設備(B)用発電機点検時、軸受メタル(反直結側)摺動面に変形が認められたため、当該メタルを補修。	D	
9	4号機	中性子計装系局部出力領域モニタ(32-49B)の電気特性試験時、試験電圧を検出器側に印可するところ、同モニタ側に印可したことが認められたため、当該モニタの健全性を確認及び対応検討。	C	
10	4号機	試料採取系原子炉水試料採取ラインのドレン元弁(2弁)にグランドリーク(滲み)が認められたため、当該弁を点検。	D	
11	その他	記録上廃棄したことになっている使用後の放射性同位元素(5個)が、専用の廃棄容器へ廃棄されないまま管理区域内の保管容器に保管されていたため、適切に廃棄。	C	
12	その他	ユニック車で構内道路を資材運搬中、交差点でハンドル操作を誤り、土手に乗り上げたため、注意喚起。	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802